

## (社福)大阪市東成区社会福祉協議会 緊急用食料品等給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、東成区内に居住する低所得者等が、緊急的かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなった場合に、その食料等の現物を給付することにより、生活再建に向けた支援を行うことを目的とする。

### (予算)

第2条 この事業にかかる予算は、共同募金配分金及び善意銀行預託払出(物品)によるものとする。

### (対象者)

第3条 この事業は、次に掲げる事項のいずれかに該当する世帯を対象とする。

- ① 東成区内に居住しており、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難な世帯を対象とする。
- ② その他、区社会福祉協議会会長が特に必要と認めた世帯。

### (給付にかかる手続き)

第4条 この事業による支援を必要とする者（以下「支援対象者」という。）が、給付申請を行う際の手続きは次のとおりとする。

- ① 支援対象者は、区社協職員もしくは社会福祉施設等の支援担当者（以下「支援者」という。）に相談し、生活再建に向けた目標を設定する。
- ② 相談を受けた支援者は、相談受付カード（様式1）を作成し、東成区社会福祉協議会事務局長（以下「事務局長」という。）宛て支援に必要な緊急用食料品等の給付申込をする。
- ③ 給付申込を受けた事務局長は、その相談内容を確認したうえで、給付を決定する。
- ④ 支援者はその支援の緊急性により、この手続きを経ずに給付申込することができる。ただし、その場合は給付後速やかに相談受付カード（様式1）を作成することとする。

### (食料等の給付)

第5条 給付する食料等については、次のとおりとする。

- ① 大人が2日から3日の間、生活できる量とし、1人あたり2,000円以内とする。
- ② 乳幼児がいる世帯については、粉ミルク・離乳食等の食料や紙オムツを必要に応じて、給付する。但し、この支援も1人あたり2,000円以内とする。
- ③ 食料の給付を受けた者もしくは支援者は、受領書（様式2）を提出する。

(給付の回数)

第6条 この事業により食料等の給付を受けたことのある者に対し、再度、給付する場合は、前回の給付より3カ月以上経過していることとする。但し、生命を維持していくうえで、継続した給付が必要となる場合は、その限りではない。なお、その場合、支援者は他制度による支援につなげていくなど、生活再建に向けた具体的な支援方針等を設定し、事務局長あて報告しなければならない。

(食料品等の調達・保管)

第7条 給付する食料等は、区社協職員もしくは支援者が支援対象者と相談し、調達する。また、区民から提供を受けた支援物資については、区社協で保管し、適宜提供する。

(返還)

第8条 この事業は、緊急時の支援に向けた食料品等の給付を旨とするので、返還を求めないものとする。但し、支援対象者がこの事業の目的を理解し、自立した生活を送れるようになった後、返還を希望する場合は、善意銀行への預託物品として対応する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、緊急用食料品の給付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月 1日から施行する。